

管内の一般旅客定期航路事業者（山口県：下関海事事務所管轄に限る）

一般旅客定期航路事業とは・・・

一定の日程表（時刻表）に従って、旅客船（１３人以上の旅客定員を有する船舶）を使用して、人の運送を行う事業をいいます。

山口県

航路名	事業者名	T E L
下関～門司	関門汽船 株式会社	093－331－0222
竹崎～六連島 蓋井島～吉見	下関市	083－261－1010